

令和元年度 第6回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和元年9月10日（火）午後1時30分

2. 場 所：阿見町役場 3階 305会議室

3. 出席委員：農業委員 10名
農地利用最適化推進委員 9名

1番 藤平清子君	1番 渡邊通君
2番 小泉治久君	2番 吉田一男君
3番 柳生利幸君	3番 山崎明君
4番 浅野敬司君	4番 小見川清君
5番 吉田和嗣君	5番 小松崎秀昭君
6番 島田辰男君	6番 福岡みつ子君
7番 長谷川義洋君	
8番 横張清彦君	8番 野口裕司君
9番 青山和泉君	9番 栗山繁君
10番 山崎久司君	10番 大塚康夫君

4. 欠席委員：農地最適化推進委員7番 諏訪原早苗君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後1時30分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は19名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、3番柳生利幸委員・4番浅野敬司委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

整理番号2番が農業委員5番吉田和嗣委員に関連しますので、退室をお願いします。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日8月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が30aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。譲受人は、トラクター2台、耕運機3台、鶏20羽を保有、申請地にある、既存の農業用施設を利用し、養鶏とベビーリーフを計画しています。

整理番号2番、申請日8月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が14aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、耕作不可能である為でございます。

整理番号3番、申請日8月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が2aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、耕作不可能である為でございます。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を8番横張清彦委員、2番3番を3番柳生利幸委員お願いいたします。

8番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。境界杭を確認しましたが、1ヶ所の杭が既存の防風ネットの内側にあり、道に一部、はみ出しています。この越境部分については、作物の収穫後に移動移設を行い、越境状態を解消する旨の確約がありました。その他、各種要件は満たしておりますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

3番： 整理番号2番及び3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、いずれも譲受人が相対で借りていて、現在も耕作しております。現地は、適正に管理されており、境界についても問題ないと思われまます。譲受人が申請地を取得後も、引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番： 整理番号の左肩にある受付番号が10番から13番となっていて、番号がとんでいきます。11番12番はどうなっていますか。

事務局： 受付番号11番12番は、取下げとなりました。事前に現地確認の際、盛土をしていた為、廃棄物対策課と一緒に指導することになりました。

会長： 本来、地区の農業委員、農地利用最適化推進委員の現地調査を含め、取得後、農地を効率的に利用すること、保有機械、労働力、技術、地域との関係に問題なし、また、面積要件、全てを満たしていることで、許可相当となります。

議長： 他、質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

整理番号1番については、条件つき（越境状態を是正後）となります。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

（農業委員5番吉田和嗣委員 入室）

＜議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について＞

議 長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日8月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が3aです。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は許可日翌日から令和2年3月25日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。平成30年5月31日許可されましたが、融資がとりつけられず、8月30日に取下げとなっており、再申請となります。

整理番号2番、申請日8月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が1aです。転用理由は、宅地を拡張するためです。転用計画は、宅地拡張です。工事期間は令和元年11月10日から令和元年12月10日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。この申請について、譲受人より上申書が提出されています。「私は中古住宅として、7年前に申請地の隣の土地・建物を購入し住んでいます。申請地と一帯となっており、その土地を含め、購入地と勘違いし現在に至っております。譲渡人も6年前に相続により取得した為、近年まで現地事情を知らずにいました。最近登記記録を調査したところ、残地として譲渡人が所有していることが判明しました。細長く狭隘で他の利用も出来ず、接続地である私に売買の申出があり、今般の5条申請に至りました。県の建築指導課にも相談し、現状のまま使用することで情状をご理解いただきました。以上、上申いたします。どうぞ特段のご高配をお願いいたします。」上申書については以上です。

整理番号3番は、転用計画、駐車場で出ておりましたが、園舎建替計画があり、転用計画が異なりますので、取下げとなりました。代理人は、内容を知らされず、申請に至ったもので、ご理解いただいております。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番を8番横張清彦委員、お願いいたします。

8番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、過去の転用許可後から、取下げまでの間に、一部造成され、碎石混じりの土が見受けられました。境界については問題なく、周辺農地への影響を懸念することはありません。近日中に、耕作可能な状態にすることを条件に、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、宅地と一帯となっていました。既に周囲をブロック塀に囲まれているため、耕作ができる状態ではありません。上申書の内容からも、譲受人が中古住宅取得時から、この申請地に対しての認識が無かったことなどを考慮し、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は田1筆、面積が5a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1年の再設定です。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業)>

議長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)を議題と致します。

整理番号9番が農地利用最適化推進委員10番大塚康夫委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)

〇〇地区、地目は畑4筆、貸し手2名、面積合計127aです。

〇〇地区、地目は畑2筆、貸し手1名、面積合計58aです。

〇〇地区、地目は田1筆、貸し手1名、面積30aです。

〇〇地区、地目は田8筆、貸し手5名、面積合計108aです。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)を採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農地利用最適化推進委員10番大塚康夫委員 入室)

＜議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による

農用地利用配分計画（案）の了承について＞

議長： 続いて、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承についてを議題と致します。

整理番号1番から10番が農地利用最適化推進委員10番大塚康夫委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承について

〇〇地区、地目は畑4筆、借り手2名、面積合計127aです。

〇〇地区、地目は畑2筆、借り手1名、面積合計58aです。

〇〇地区、地目は田1筆、借り手1名、面積30aです。

〇〇地区、地目は田8筆、借り手1名、面積合計108aです。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番： 土地所有者（貸し手）が借り手という貸借もあるのですか。

事務局： はい。あります。使用貸借での契約となります。

8番： 荒川本郷地区と実穀地区の借り手の1名は、新規就農し、認定を受け2年になり、頑張っていますが、面積合計が大きいので、効率的に耕作できるか、心配ですね。

事務局： 貸付地は、借り手の自宅近くで、農機具は貸し手より借用できることになっています。

8番： 好条件がそろっているようなので、安心しました。

議長： 他、質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

（農地利用最適化推進委員10番大塚康夫委員 入室）

＜報告事項＞

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告事項

- 1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 3、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 4、制限除外の農地の移動届に対する決定について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和元年9月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

- 議 長： 報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内的の農地転用届出に
対する決定について、案件は9件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務
局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第2号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、
案件は2件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務
局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第3号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第4号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は
1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務
局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第4号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

<その他>

- 議 長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願
いします。

事 務 局： その他（事務連絡）

① 活動報告

- 8月20日（火） 県南連絡協議会役員会（つくば市）
- 8月29日（木） いばらき農業委員会女性協議会総会（茨城町）

② 今後の予定

- 9月26日（木） 農地中間管理説明会 飯倉公会堂
- 9月28日（土）～10月2日（水） いきいきゆめ国体
- 9月下旬 麦種子配布のお知らせ（10月初旬 配布）
- 10月15日（火）～サンクラブによるサツマイモ掘り
- 10月16日（水） 会長・事務局長会議 県農
- 10月17日（木） 18日（金） 県南協視察研修
- 10月25日（金） さわやかフェア準備（里芋掘り） 圃場：集合9時
- 10月26日（土） さわやかフェア準備 君原公民館：集合8時30分
- 10月27日（日） さわやかフェア さわやかセンター：集合8時

③現地調査及び総会の予定

- 10月現地調査 10月 9日(水) 当番農委 5番吉田和嗣委員
当番農委 6番島田辰男委員
- 10月定例総会 10月10日(木) 午後3時から

議 長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 2時30分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印